

建設業許可の経営者の要件の見直しを含む建設業法等が25年ぶりに改正され、6/12に公布されました。この改正法は今年9月、来年10月、再来年4月の3段階に分けて施行されます。



台風10号一過の8月中旬、A氏から「10年程前に資本金1千万円で設立した会社の代表者が死亡した。銀行から預金証書の書き換えをしないと払い戻しが出来ない…と言われた…代表者を自分に変えて出金した後、会社を解散したい…」との電話が掛かってきました。会社の謄本を取ってみると2年前に「会社法472条1項の規定により解散」と登記されています。「役員欄」では取締役3名全員が抹消さ

知らない間に登記
みなし解散
職権で会社
がなくなる

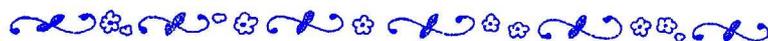
れ、監査役1名のみ在任で、事業の執行が全く出来ない状態です。会社法のこの規定は「株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過した会社(休眠会社)には“2カ月以内に事業を廃止していない旨の届出”をするよう官報公告と個別通知をし、届出がない時は2カ月後に解散したものとみなす」とし法務局の職権で会社の解散と取締役抹消の登記がなされます。役員の任期は長くても10年。変更がなくても重任登記をしないとこういう事に…。



「相次ぐ災害を受け“地域の守り手”としての建設業への期待…長時間労働の是正…生産性の向上等のため再び品確法・建設業法・入契法の“担い手3法”を改正！」との解説記事が国交省のHPに出ています。今回は建設業法関係の主な項目についてお知らせします。実際に施行されるのは殆ど来年10月ですが…①社会保険への加入を許可要件に②下請代金の内、労務費については現金払い③元請の監理技術者は補佐する技士補がいれば複数現場の

建設業法の改正で
配置技術者
や経営者は
どうなる？

兼任OK④下請の主任技術者は一定の要件を満たせば配置不要に！⑤資材の欠陥で施工不良が生じた時、大臣・知事は資材メーカーに改善勧告・命令できる⑥経営者(常勤役員で5年以上の建設業経営経験者)の許可要件を見直し、「管理職」や「建設業以外の経営」等で5年以上の経験者を常勤させその補助者を配置すればOK⑦合併・事業譲渡等は事前認可でｽｰｽﾞに！…等が改正項目になります。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミティングを行います。ご協力をお願いします。
※当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379